

入札説明書

この入札説明書は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置に係る県有財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙「貸付物件一覧表」及び別紙「仕様書」のとおり
- (3) 貸付期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 34 年 3 月 31 日まで同様とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 自動販売機の設置条件等

(1) 環境対策

省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

また、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用したノンフロン対応の機種とする。ただし、販売品目によって、ノンフロンガス冷媒の自動販売機が現在製造されていないか、調達するのが極めて困難な場合は、この限りでない。

(2) 安全対策及び防犯対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣が使用される犯罪の防止に万全を尽くすこと。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(3) 使用済み容器の回収

ア 設置事業者は、原則として自動販売機 1 台ごとに 1 個以上の空き容器分別回収ボックス（販売品目にペットボトルが含まれる場合は、ペットボトルキャップ用も別途設置すること。）を設置し、設置事業者の責任において適切に管理するとともに、回収した容器は容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）などの関係法令に基づき適切に処理すること。

イ 同一施設内において設置事業者が複数ある場合は、関係者間で協議し、責任を明確にした

上で適切に使用済み容器の回収、処理を行うこと。

(4) 自動販売機の設置及び管理等

ア 設置事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 設置事業者は、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切に行うこと。

ウ 設置事業者は、消費期限の確認など、安定した高品質な商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

エ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ並びに苦情について即時対応すること。

オ 設置事業者は、商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、岩手県の指示に従うとともに、作業に従事する者に名札を着用させること。

カ 設置事業者は、自動販売機の設置及び管理運営に必要な業務の一部を第三者に委託する場合は、岩手県の承認を受けなければならない。

キ 販売価格、販売品目その他の条件については、別紙仕様書のとおりとする。

(5) 売上手数料

売上手数料は徴収しない。

(6) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用は設置事業者の負担とする。

4 質問書

入札公告における質問書の様式は別紙1のとおりとする。

5 入札参加申込

入札者は、(1)に定める提出書類を、入札参加申込をしようとする物件ごとに平成30年12月10日(月)午後4時15分までに6の(3)に定める場所に郵送又は持参により提出しなければならない。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期日までに必着のこと。

また、必要に応じて入札参加資格の確認のための追加書類の提出又は説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書(別紙2)

イ 誓約書(別紙3)(代理人により入札する場合であっても本人(入札参加申込者)の誓約書)

ウ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

(7) 法人の場合 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び印鑑登録証明書

(4) 個人の場合 住民票及び印鑑登録証明書

エ 岩手県の各広域振興局の税務担当窓口(県税部・県税センター・県税室)が発行する納税証明書

(7) 証明を要する税目 「岩手県県税条例」(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目

(4) 証明を要する期間 参加申込書を提出する日の属する年の直前1年間

(ウ) 証明書の様式「岩手県県税条例施行規則」(昭和41年岩手県規則第12号)第25条関係様式第111号イ

オ 確定申告書(写)(個人の場合)

カ 委任状(別紙4)(代理人により入札する場合)

※ ウ及びエの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも構わない。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 (3)に示す場所に同じ。

イ 期間 平成30年11月9日から平成30年12月7日まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

別紙「貸付物件一覧表」のとおり

(3) 問い合わせ先(以下「担当課」という。)

〒024-8507 岩手県北上市村崎野17地割10番地

岩手県立中部病院 総務課管財係

電話 0197-71-1511

7 入札の方法等

(1) 物件の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印すること。

(3) 入札書に記入する金額はアラビア数字(1, 2, 3, 0)の字体を使用すること。

(4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印しておくなければならない。

なお、金額は訂正することはできない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、入札書提出の前に物件ごとに委任状(別紙4)を提出しなければならない。

(6) 入札書は、岩手県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れること。

(7) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行う。

(8) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(9) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(10) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村(法人にあっては登記所(法務局))に登録されている印鑑(以下「印鑑登録印」という。)を使用すること。

8 入札保証金

(1) 入札者は、入札日(入札執行前)に各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金(現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡すること。)で納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

(3) 入札保証金は、開札終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。

なお、落札者については契約締結後において還付する。

また、還付の際、領収書に印鑑（印鑑登録印）が必要であることから、持参すること。

おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。

- (4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書（別紙6）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあつては契約締結後）において、入札保証金還付請求書（別紙7-1）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 最低貸付価格に達しない金額での入札
- (4) 指定の日時までにしなかった入札
- (5) 入札保証金を納付しない者又は金額が不足した者がした入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (11) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しにくい入札
- (12) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。
- (2) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 落札者の決定方法

落札者の決定は、本物件1件ごとに、次の方法により行う。

- (1) 県があらかじめ公表した最低貸付価格以上の金額で入札した者のうち、最高の金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない岩手県の職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合、入札保証金は岩手県に帰属する。

12 落札者の公表

落札者を決定したときは、岩手県医療局ホームページに落札者名及び落札価格を掲載する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に別紙仕様書に記載してある連絡先（以下「管理者」という。）まで連絡すること。）で納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (2) 契約保証金には利息を付さない。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

14 契約書の作成等

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者は、岩手県が指定した期日までに県有財産借受申請書（以下「申請書」という。）の提出及び契約書の取り交わしを行うこと。

なお、借受申請及び契約は、入札書に記載された名義で行うこと。

- (4) 落札者が(3)に定める期間内に申請書及び契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

15 貸付料等

(1) 貸付料

貸付料は、基本貸付料と光熱水費等の諸経費相当額の合算額とする。

(2) 基本貸付料

落札価格をもって年額の基本貸付料とする。

(3) 基本貸付料の納付

基本貸付料は、毎月岩手県が発行する納入通知票により、分割納付すること。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置にあたって、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置事業者の負担で設置し、貸付料とは別に諸経費相当額として、電気使用量に応じ、岩手県が算定した電気料を岩手県が指定する期日までに納付すること。

また、水道を使用する自動販売機を設置する場合は、水道料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置事業者の負担で設置し、貸付料とは別に諸経費相当額として、水道使用量に応じ、岩手県が算定した水道料を岩手県が指定する期日までに納付すること。

16 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めること

ができる。

- (2) 貸付場所については別紙仕様書（設置位置図）のとおりであるが、入札者は、貸付場所を事前に確認すること。

なお、貸付場所の確認に際しては、管理者に事前に連絡すること。

- (3) 入札者が本件入札に要した費用については、すべて入札者の負担とする。

[別紙1]

質 問 書

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

住 所
(所在地)
(電話番号)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

印

岩手県が実施する「自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札」について、下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること。）

連絡担当者
所属
職・氏名
電話
E-mail

FAX

[別紙2]

条件付一般競争入札参加申込書

岩手県の県有財産に自動販売機を設置したいので、入札説明書等の内容を承知の上、下記の物件の「自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札」に参加を申し込みます。

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

申込人住所

(所在地)

(電話番号)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

印

(印鑑証明印)

記

1 入札物件

物件 番号	施設名	所在地	種別	貸付 場所	貸付面積 (㎡)	自動販売機 設置台数

2 添付書類

- (1) 誓約書（代理人により入札する場合であっても本人（入札参加申込者）の誓約書）
- (2) 住民票（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 岩手県の各広域振興局の税務担当窓口（県税部・県税センター・県税室）が発行する納税証明書
- (5) 確定申告書（写）（個人の場合）
- (6) 委任状（代理人により入札する場合）

各1通（各証明書は発行から3か月以内のものとし、原本を確認できれば、写しの提出でも構わない。）。ただし、委任状以外の添付書類について、上記の物件以外の物件に係る入札参加申込書に添付した場合は、添付を省略して構わない。

[別紙3]

誓 約 書

私は、岩手県が実施する「自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札」の参加申込に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 入札説明書及び仕様書等の内容を十分理解した上で、入札の参加を申込みますので、後日これらの事柄につき岩手県に対し一切異議、苦情等を申しません。
- 2 自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札の入札公告「2 入札参加者資格」に定める要件を全て満たしています。
- 3 自動販売機の設置事業者の決定に関して、設置事業者名（氏名又は名称）及び落札価格を岩手県が公表することに同意します。

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

申込人住所
(所在地)
(電話番号)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

印
(印鑑証明印)

[別紙4]

委 任 状

受任者（代理人）

住 所

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の物件の「自動販売機設置に係る固有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札」に関する一切の権限を委任します。

記

1 貸付物件

物件 番号	施設名	所在地	種別	貸付 場所	貸付面積 (㎡)	自動販売機 設置台数

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

委任者（入札者）

住 所

（所在地）

（電話番号）

氏 名

（法人名）

（代表者名）

印

（印鑑証明印）

（注）受任者（代理人）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とし訂正しないでください。
- ・印鑑は申込書と同じものを使用してください。
- ・金額の頭に¥を入れてください。

入 札 金 額			千	百	拾				
	億	万	万	万	万	千	百	拾	円

物件番号 _____

上記のとおり自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札の入札説明書等を承知の上入札します。

平成 年 月 日

入札者

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

印
(印鑑証明印)

代理人

住 所
氏 名

印
(委任状使用印)

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

- (注) 1 代理人が入札する場合、あらかじめ委任状を提出してください。
- 2 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(押印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状使用印を押印してください。

[別紙6]

保証金充当申出書 (入札保証金)

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

住 所

氏 名

印

下記の物件の県有財産の貸付けに係る入札保証金を、契約保証金に充当していただきたく
申し出いたします。

記

1 貸付物件

施設名	所在地	種別	貸付 場所	貸付面積 (㎡)	自動販売機 設置台数

2 入札保証金の額 円

[契約保証金の額 円]

[別紙7-1]

保証金還付請求書 (入札保証金)

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

住 所

氏 名

印

下記の物件の県有財産の貸付けに係る入札保証金を還付していただきたく請求します。

記

1 貸付物件

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積 (㎡)	自動販売機 設置台数

2 入札保証金の額

円

振込口座
金融機関名・支店名：

口座種別：
口座番号：
口座名義：

[別紙7-2]

保証金還付請求書 (契約保証金)

平成 年 月 日

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 様

住 所

氏 名

印

下記の物件の県有財産の貸付けに係る契約保証金を還付していただきたく請求します。

記

1 貸付物件

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積 (㎡)	自動販売機 設置台数

2 契約保証金の額

円

振込口座 金融機関名・支店名： 口座種別： 口座番号： 口座名義：

条件付一般競争入札参加申込添付書類等チェック票

1 申込者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

2 担当者連絡先等

所属			
職・氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail アドレス			

3 申込物件 入札への参加を申込み物件の「申込物件」欄に○を付けること。

申込物件	物件番号	台数
	1	2台
	2	2台
	3	1台
	4	1台
	5	1台

4 提出書類一覧 提出する書類の「チェック欄」に○を付けること

チェック欄	書類名	部数	留意点等
	条件付一般競争入札参加申込書（様式：別紙2）		・物件ごとに提出
	誓約書（様式：別紙3）	1	・申込物件数にかかわらず提出は1部で可
	住民票	1	・個人事業者の場合 ・申込物件数にかかわらず提出は1部で可
	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	・法人事業者の場合 ・申込物件数にかかわらず提出は1部で可
	印鑑登録証明書	1	・申込物件数にかかわらず提出は1部で可
	岩手県税を滞納していないことの証明書（納税証明書）	1	・申込物件数に関わらず提出は1部で可
	確定申告書（写）	1	・個人事業者の場合 ・申込物件数に関わらず提出は1部で可
	委任状（様式：別紙4）		・代理人により入札する場合 ・物件ごとに提出

※ 各証明書は、原本が確認できれば、写しの提出でも構わない。

県有財産賃貸借契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県有財産の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、その所有に係る末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を自動販売機の設置のために貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に1年間延長されるものとし、平成34年3月31日まで同様とする。

（指定用途等）

第3条 乙は、契約物件を貸借期間中において、直接自動販売機の設置（以下「指定用途」という。）の用に供しなければならない。

2 乙は、契約物件を指定用途に供するに当たっては、別紙の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（貸付料）

第4条 契約物件の貸付料は、次のとおりとする。

(1) 貸付料は、基本貸付料と光熱水費等の諸経費相当額の合算額とする。

(2) 基本貸付料は、年額<落札価格>（注1）円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

注1 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）

注2 種別が土地の場合、（ ）の記載（消費税等の額の記載）は要しない。

(3) 基本貸付料は、貸借期間が1年未満の場合は月割計算とし、その期間が1月未満の場合は日割計算とする。

(4) 諸経費相当額は、光熱水費等の使用実績に基づき算出した額とする。

2 貸付料は、甲の定める方法により支払うものとする。

3 乙は、貸付料をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未納の額につき年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金<落札価格の100分の5>（注2）円を甲に納付しなければならない。

注2 当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額

2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により貸付料を支払わない場合において、契約保証金を貸付料に充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲がこの契約を解除した場合（第11条の規定によりこの契約を解除した場合を除く。）において

は、契約保証金は甲に帰属する。

4 甲は、貸借期間が満了後又は第11条に規定によるこの契約の解除後において、乙が第21条第1項の規定により契約物件を返還し、第6条に規定する諸経費相当額を納付したときは、これを確認後、契約保証金を乙に返還する。

5 契約保証金には利息を付さない。

【契約保証金が免除となる場合】

第5条 契約保証金は免除する。

(計量器の設置及び諸経費相当額)

第6条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する計量器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を甲の指示により設置しなければならない。

2 甲は、前項の計量器により計測した使用量に基づき電気料金を計算する。

3 前項において計算した額を諸経費相当額とする。

【水道を使用する自動販売機を設置する場合】

第6条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量及び水道使用量を計測する計量器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を甲の指示により設置しなければならない。

2 甲は、前項の計量器により計測した使用量に基づき電気料金及び水道料金を計算する。

3 前項において計算したそれぞれの料金の合計額を諸経費相当額とする。

(費用負担)

第7条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第11条の規定により撤去する場合は、この限りでない。

2 第6条第1項に定める計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保等)

第8条 乙は、この契約締結後、契約物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、契約物件が、その責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(管理義務)

第9条 乙は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(委託の禁止)

第10条 乙は、この契約に基づく自動販売機の設置に関する業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、貸付けした物件を公用又は公共用に供するときは、契約を解除することができる。

第12条 甲は、乙が契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。ただし、乙が契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の3か月前までに書面により行うものとする。

第13条 甲は、乙が甲の承認を受けないで、契約物件を借り受けた目的以外に使用し、若しくは転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を第三者に譲渡し、若しくはその権利等を担保にしたとき

は、直ちに契約を解除することができる。

第14条 甲は、乙が故意又は過失により契約物件を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変更したときは、原状回復又は損害賠償を請求することができるほか、契約を解除することができる。

第15条 第13条及び第14条に掲げる条件は、その原因又は行為が、乙の代理人、使用人、その他の従業者の行為による場合についても、適用があるものとする。

第16条 甲は、乙が貸付料の全部又は一部を滞納したときは、契約を解除することができる。

第17条 甲は、乙が甲の承認を受けずに、建物又は工作物（以下「建築物」という。）を新設し、又は増築し、改築し、若しくは移築をしたときは、直ちに契約を解除し、又は当該建築物の撤去その他の原状回復を請求することができる。

第18条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は乙の代表者（乙が個人である場合はその者をいう。）役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（不当介入に対する措置）

第19条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署に届出を行わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第20条 乙は、貸借期間が満了した場合、又は第11条から第18条までの規定によりこの契約を解除された場合において、契約物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（返還等）

第21条 乙は、貸借期間が満了した場合、又は第11条から第18条までの規定によりこの契約を解除された場合は、契約物件を甲の指定する期限までに原状回復のうえ、返還しなければならない。ただし、甲が原形に回復させることが適当でないとき、この限りでない。

2 乙は、甲に対し前項の返還期限までに契約物件を返還しないときは、その返還期限の翌日から返還された日までの日数に応じ契約金額につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を甲の定める方法により支払わなければならない。

（貸付料の返還）

第22条 甲は、第11条から第18条までの規定により、この契約が解除されたときは、既に納付された貸付料のうち、乙が契約物件を甲に返還した日の翌日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第23条 甲は、貸借期間(貸借期間経過後で、契約物件の引渡し前の期間を含む。)内に乙の責めにより、契約物件その他甲の所有に属する物件に損害が生じたときは、乙に対し、損害の全部又は一部の賠償を請求することができる。この場合において、乙が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

2 甲が、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その補償を請求できるものとする。

(談合による損害賠償)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第25条 乙は、契約物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又はき損)

第26条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品又は当該自動販売機内の売上金若しくは釣り銭(以下「商品等」という。)の盗難又はき損について、甲の責に帰することが明

らかな場合を除き、その責を負わない。この場合、乙は、乙の負担において商品等の盗難又はき損について解決しなければならない。

(通知義務)

第27条 乙は、契約物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(実地調査等)

第28条 甲は、契約物件について随時使用状況等を実地に調査し、又は所要の報告を乙に求めることができるものとする。この場合、乙は、甲に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、この契約による自動販売機の設置を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(必要な報告)

第30条 乙は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月15日までに甲に対し書面により報告するものとする。

(変更の届出)

第31条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(契約の費用)

第32条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第33条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第34条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 岩手県

代表者 岩手県立中部病院長 伊藤 達朗 印

乙 住 所

氏 名

印

県有財産の表示

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積	設置台数
〇〇	〇〇		〇〇 〇階	〇㎡ (〇m×〇m)	〇台
〇〇	〇〇		〇〇 〇階	〇㎡ (〇m×〇m)	〇台
合 計				〇㎡	〇台

別紙

自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等

【記載する内容】

入札説明書及び各物件の仕様書から必要な条項等に移記

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、自動販売機の設置（以下「設置」という。）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第2 乙は、設置に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、設置に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が満了し、又は契約を解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、設置を行うために個人情報を収集しようとするときは、設置の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外使用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲が書面により承諾した場合を除き、設置に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

(確実な運搬)

第6 乙は、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、確実な方法により運搬しなければならない。

(従事者等への周知)

第7 乙は、設置に従事している者又は従事していた者に対し、設置に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(返却等)

第8 乙は、設置に関して知り得た個人情報について、この契約の終了後、確実かつ速やかに甲に返却するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(管理状況の確認)

第9 甲は、乙が設置に関し取り扱う個人情報の管理状況について、必要な事項の報告又は資料の提出を求め、若しくは随時実地に調査することができる。

(指示)

第10 甲は、乙が設置に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責に帰すべき事由により、設置に関する個人情報の漏えい、不正使用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代って第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約の解除)

第14 設置に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の損害賠償は契約書本文の定めるところによる。